

別表第1（第3条、第5条関係）

事業区分	分類	補助対象経費	内容	補助事業者	事業実施主体	補助率	市町村等の財政負担	補助限度額
1 生活用水確保支援事業		ア 生活用水を確保するための仕組みづくりのための調査又は検討事業に要する経費	・整備必要箇所の把握等調査費（聞き取り調査費、測量製図費、会議費等）	市町村、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会（以下「市町村等」という。）	・市町村等 ・3戸以上で給水施設等を運営管理する団体 ・市町村長が補助の必要があると認める集落（以下「集落」という。）	補助対象経費から地元負担金を控除した3分の2以内	負担を要する（注1）	1事業当たり3,000万円
		イ 給水施設又は水源管理道の整備、補修又は維持管理に要する経費	・測量費又は詳細設計費（事前ボーリング調査等を除く。） ・新設又は既存施設の更新、改良若しくは修繕（配管、減菌機、ろ過材の交換等） ・管理道整備（新設、拡幅、転落防止柵設置等）					
		ウ 南海トラフ地震発生時に、孤立が想定される集落への浄水装置整備に要する経費	・浄水装置購入費			2分の1以内	なし	
2 生活用品確保等支援事業	(1) 地域内事業	ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費 生活用品の確保と併せて、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する仕組みづくりのための調査、広報等による利用促進活動等	・事前調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費等） ・試行に要する経費（車両リース料、店舗賃借、運営に係る人件費、燃料費等） ・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット等作成費）	市町村等	・市町村等 ・NPO法人、公益法人、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所又は商工会（以下「NPO法人等」という。） ・企業又は個人事業者（以下「企業等」という。） ・その他市町村が認める団体等	2分の1以内 （事業実施主体が企業等の場合3分の1以内）	負担を要する（注1） （注2） （注3）	1事業当たり2,000万円 ※ただし試行に要する人件費1人当たり100万円
		イ 事業の実施に必要な設備等に要する経費 生活用品の確保のために必要な車両、店舗設備又は付帯する備品等の購入に要する経費	・車両購入費、店舗設備整備費又は備品購入費					
	(2) 広域連携事業	ア 仕組みづくりのための調査等に要する経費 生活用品の確保と併せて、地域の見守り活動等の取組を複合して実施する仕組みづくりのための調査、広報等による利用促進活動等	・事前調査又は検討に係る経費（謝金、旅費、会議費、消耗品費等） ・試行に要する経費（車両リース料、店舗賃借、運営に係る人件費、燃料費等） ・利用促進のための広報等に係る経費（リーフレット等作成費）	市町村及び県で構成された協議会等（以下「協議会等」という）で承認された次に掲げる者又は団体 ・NPO法人等 ・企業等 ・その他協議会等が認める団体等	同左	3分の2以内	負担を要する（注4）	1事業当たり5,000万円 ※ただし試行に要する人件費1人当たり100万円
		イ 事業の実施に必要な設備等に要する経費 生活用品の確保のために必要な車両及び付帯する備品等の購入に要する経費	・車両購入費及び備品購入費					
3 その他特に知事が必要であると認める事業		地域住民の生活を支援するために緊急を要し、特に知事が必要であると認める経費		市町村等	市町村等、地域団体、任意団体又は集落	2分の1以内	負担を要しない	なし

- (注) 1 補助事業者の負担割合については、特に定めない。
2 企業等が事業実施主体となる場合は、補助事業者は3分の1の財政負担を要するものとする（ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）。
3 事業の実施箇所が複数市町村にまたがる場合は、事業実施箇所にある全ての市町村の負担を要するものとする。
4 協議会等で定めるところにより、財政負担を要するものとする。